

令和5年度事業報告書

(期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

1 概要

(1) 全国の暴力団情勢

- 平成27年8月、六代目山口組が分裂して神戸山口組が結成され、対立抗争状態にある中、平成29年4月、神戸山口組傘下組織の一部が任侠山口組（令和2年2月に絆會と改称）を結成しました。六代目山口組と神戸山口組の間では、平成31年4月以降、拳銃使用の殺人事件等が相次いで発生し、さらに、神戸山口組から離脱した池田組と六代目山口組の間では、令和4年5月以降、サバイバルナイフ使用の殺人未遂事件が発生するなど、六代目山口組分裂後、対立抗争が激化しています。
- 令和5年末現在、9府県の公安委員会が六代目山口組と神戸山口組を「特定抗争指定暴力団等」に指定し、17市町を「特に警戒を要する区域」に定めています。さらに、4県の公安委員会が六代目山口組と池田組を「特定抗争指定暴力団等」に指定し、4市を「特に警戒を要する区域」に定めています。
- 令和5年末現在、全国の暴力団勢力は、2万400人で、前年を2,000人下回り、19年連続で減少しました。主要団体等の勢力は、六代目山口組が7,400人、神戸山口組が400人、絆會が170人、池田組が160人、住吉会が3,500人、稲川会が2,900人となっています。
- 令和5年中に検挙された暴力団構成員等は9,610人で、2年連続で1万人を割り込みました。
- 暴力団構成員等の総検挙人員に占める「詐欺」で検挙された者の割合は、過去10年にわたり10%前後で推移しています。令和5年は13.9%と高い割合で、「詐欺」による資金獲得活動が定着化している状況がうかがわれます。特に、近年は、暴力団構成員等が主導的な立場で「特殊詐欺」に深く関与し、有力な資金源の一つとしている実態が認められます。

「詐欺」以外にも、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪も行われており、依然として多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえます。

(2) 県内の暴力団情勢

令和5年末現在、県内の暴力団情勢は、4組織約80人で、4組織全てが六代目山口組の傘下組織（六代目山口組の最大勢力である弘道会系3組織、四代目倉本組系1組織）です。近隣府県においては、「特定抗争指定暴力団等」が指定されており、「特に警戒を要する区域」外である当県へ他府県勢力が流入するおそれがあります。

県警察においては、暴力団の壊滅に向けた各種取組みの強化に加え、常にその動向を注視し、他府県勢力流入に対する警戒の強化がなされています。

(3) 当センターの取組

当センターでは、こうした暴力団情勢を踏まえ、県民に対し奈良県暴力団排除条例に定められた暴力団排除の基本理念（「暴力団追放3ない運動+1（プラスワン）」※）及び暴力団排除活動の重要性を積極的に啓発するとともに、「社会対暴力団」の対決構図をより強固なものとし、暴力団のいない「日本一安全で安心して暮らせる奈

良の実現」のため、県警察を始めとする関係機関、団体等との連携を強化して、更なる暴力団排除気運の高揚を図るための事業を実施しました。

※ 暴力団追放3ない運動+1（プラスワン）とは…
「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」
+ 「暴力団と交際しない」

(4) 暴力団と匿名・流動型犯罪グループ

暴力団のような明確な組織構造は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、警察においては、こうした集団を「準暴力団」と位置付け、取締りがなされてきました。

一方で、このような準暴力団以外の集団で、SNS等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団もみられるようになってきており、同集団は、SNS等による緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺や強盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を基に、更なる違法活動や風俗営業等の事業活動に進出したりするなど、その活動実態を匿名化・秘匿化する状況がみられます。

警察においては、準暴力団を含むこうした集団を「匿名・流動型犯罪グループ」として新たに位置付けて、実態解明が進められていますが、匿名・流動型犯罪グループの中には、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が匿名・流動型犯罪グループと共謀して犯罪を行っている事例もあり、このような集団の中には、暴力団と匿名・流動型犯罪グループとの結節点の役割を果たす者が存在するとみられています。

2 実施内容

(1) 広報啓発事業

事業名	実施内容
1 暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催	大会名：第32回暴力団・銃器追放奈良県民大会 開催日：令和5年11月16日(木曜日) 場 所：田原本青垣生涯学習センター「弥生の里ホール」 内 容：奈良県警察音楽隊によるウエルカムコンサートを始め、表彰式、龍谷大学犯罪学研究センター嘱託研究員廣末登氏による「反社会的勢力加入者の傾向と、離脱・更生における課題」と題した暴力団や半グレと呼ばれる反社会的勢力の実態や離脱者の更生支援について講演を行いました。
2 広報啓発活動	(1) 暴力団排除ローラー啓発 県内の繁華街に出店する飲食店等に対して暴力団からみか

じめ料や用心棒代を要求されても拒否するように、チラシやステッカーを配布し、県警察と暴力団排除ローラー啓発を実施しました。

(2) 特殊詐欺等被害未然防止謝礼交付事業

暴力団等の反社会的勢力の資金源となっている特殊詐欺等被害の撲滅を目的に、特殊詐欺等の犯人に騙されている可能性が高い方に対して、声掛けや説得で特殊詐欺被害を未然に防いだ個人に対して、謝礼として2,000円分のQUOカードを贈る取組を令和5年6月1日から実施し、令和6年3月末までに135名の方へ贈呈しました。

(3) 闇バイト防止啓発

青少年がSNS上で得た犯罪実行行為者募集情報（闇バイト募集情報）からアルバイト感覚で犯罪に加担することを防止し、暴力団等の反社会的勢力の資金源となっているその犯罪収益を遮断するため、闇バイト防止啓発用ポスターを県警察等と作成して県内の市町村、大学、高等学校等に配布しました。

(4) 広報啓発資料等

以下の広報啓発資料等を作成・配布等することで、当センターの活動内容を広く情報発信し、県民に対する暴力団排除気運の意識高揚に努めました。

○ 広報啓発資料等

資 料 名	部 数
暴追だより「奈良No.36」	700部
令和6年卓上カレンダー	600個
令和6年カレンダー	100枚
民暴相談のしおり	1,000部
不当要求防止責任者教本	1,300冊
暴力団情勢と対策	1,300部
不当要求防止責任者講習受講事業所ステッカー	1,000部
奈良県暴排条例チラシ	2,000枚
講習用クリアファイル	1,000枚
暴力団排除宣言事業所ステッカー	1,000枚
特殊詐欺等未然防止対策謝礼品（QUOカード）	135枚

「暴力団追放」「銃器根絶」「特殊詐欺撲滅」のぼり旗	195枚
闇バイト防止啓発用ポスター	2,500枚
みかじめ料拒否啓発用チラシ	2,000枚
みかじめ料拒否宣言の店ステッカー	2,000枚

ホームページによる情報発信
月刊誌等への広告掲載
NHK「ならナビ」取材の放映

3 表彰

暴力団排除活動に功労があった以下の団体及び個人を表彰し、県民の暴力団排除気運の意識高揚を図りました。

○ 全国暴力追放功労者表彰（銅章）（1名）

区分	受賞者
個人	森本俊一（橿原市）

○ 近畿ブロック暴力追放功労表彰（2団体・2名）

区分	受賞団体及び受賞者
団体	損害保険料率算出機構奈良自賠償損害調査事務所 一般社団法人奈良県タクシー協会
個人	森本俊一（橿原市） 寺田俊彦（奈良市）

○ 奈良県暴力追放功労表彰（3団体・4名）

区分	受賞団体及び受賞者
団体	株式会社南都銀行コンプライアンス統括部 斑鳩町生活安全推進協議会 株式会社オーテック
個人	上村政美（天理市） 伴彰浩（大和郡山市） 森脇大統（香芝市） 山本義史（吉野町）

4 少年に対する暴力団の影響を排除する活動	少年指導委員及び少年補導員に対する研修において、暴力団情勢及び準暴力団に少年が加入する現状についての講演を実施するとともに、資料を配布して少年を暴力団等の反社会的勢力から守る教養を実施しました。
-----------------------	---

(2) 地域・職域団体等に対する支援

事業名	実施内容
1 不当要求防止責任者講習	県公安委員会から委託を受け、事業所責任者及び自治体担当者に対する「不当要求防止責任者講習」を29回（受講者：932名）実施しました。
2 地域及び職域の暴力団排除組織に対する支援	県下自治体や地域が組織する暴力団排除団体、職域の暴力団排除推進協議会等が開催した研修会等において、資料の提供、DVDの上映のほか、要請に基づく講演等の支援活動を24回行いました。

(3) 暴力追放相談支援事業

事業名	実施内容														
1 暴力追放相談支援事業	<p>暴力団からの被害や困りごと等に対する相談については、面談や電話、メールにより受け付けたほか、暴力追放相談委員（弁護士、保護司等）とともに、中南和地域の無料出張相談を実施（3回（4月・6月・11月））しました。</p> <table border="1" data-bbox="512 1507 1396 1980"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="512 1507 1396 1570">暴力相談受理件数 23件</th> </tr> <tr> <th data-bbox="512 1570 1118 1632">類型</th> <th data-bbox="1118 1570 1396 1632">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 1632 1118 1695">因縁をつけての金品要求行為に関するもの</td> <td data-bbox="1118 1632 1396 1695">0件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1695 1118 1758">離脱・勧誘等の強要に関するもの</td> <td data-bbox="1118 1695 1396 1758">0件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1758 1118 1821">刑事事件等に関するもの</td> <td data-bbox="1118 1758 1396 1821">2件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1821 1118 1883">暴力団対策法に関するもの</td> <td data-bbox="1118 1821 1396 1883">0件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1883 1118 1980">その他（反社会的勢力の認定に関する相談、照会等）</td> <td data-bbox="1118 1883 1396 1980">21件</td> </tr> </tbody> </table>	暴力相談受理件数 23件		類型	件数	因縁をつけての金品要求行為に関するもの	0件	離脱・勧誘等の強要に関するもの	0件	刑事事件等に関するもの	2件	暴力団対策法に関するもの	0件	その他（反社会的勢力の認定に関する相談、照会等）	21件
暴力相談受理件数 23件															
類型	件数														
因縁をつけての金品要求行為に関するもの	0件														
離脱・勧誘等の強要に関するもの	0件														
刑事事件等に関するもの	2件														
暴力団対策法に関するもの	0件														
その他（反社会的勢力の認定に関する相談、照会等）	21件														

(4) 救済更正促進事業

事業名	実施内容
1 暴力団離脱者に対する支援活動	暴力団離脱者の社会復帰対策を推進していますが、支援はありませんでした。
2 被害者に対する見舞金支給、民事訴訟等の支援	暴力団員による犯罪行為の被害者に対する見舞金の支給、暴力団員による不法行為に対する損害賠償請求訴訟等の民事訴訟に係る費用の貸付け、暴力団員による不法行為による建造物、物品等が損害を受けた場合の応急的修復費用の貸付け等の事業の実施はありませんでした。